**平成２４年（フ）第７０号**
宮城県柴田郡大河原町字東新町20番地５　ロイヤルシャトー101号
債務者　藤原　弘子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２４年（フ）第２５１号**
茨城県土浦市虫掛3301番地１　ウィンドベル103､前住所茨城県土浦市川口２丁目９番26―1004号　ミレニオ土浦
債務者　石井　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２６４号**
茨城県土浦市上高津920番地１　宮本ビル202号
債務者　熊谷　協子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２６９号**
茨城県つくばみらい市伊奈東56番地
債務者　日野智恵子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２７３号**
茨城県坂東市長須123番地２
債務者　井上　幸政
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２４年（フ）第１３０号**
千葉県木更津市新田２―８―１、住民票上の住所千葉県木更津市本郷１丁目３番26号
債務者　森本　史和
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第１３３号**
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目２番地１　県営住宅３棟206号
債務者　野村　信行
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第１３４号**
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目２番地１　県営住宅３棟206号
債務者　野村　牧子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第２７号**
千葉県鴨川市小湊280　吉田方、住民票上の住所千葉県木更津市清川１丁目26番９号　クリーンハイツ101
債務者　菊池　昌章
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２４年（フ）第２８号**
千葉県館山市八幡651番地の６　行縄荘３
債務者　岩﨑　一也
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２４年（フ）第３６０号**
金沢市額谷２丁目21番地１、従前の住所兵庫県尼崎市塚口本町１丁目９番１―401号、従前々の住所大阪市東住吉区住道矢田８丁目４番13号
債務者　横田　健一
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第３８１号**
山梨県甲府市国玉町592番地　小宮山アパート３号室
債務者　的場　　諭
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３８４号**
山梨県南巨摩郡富士川町天神中條342番地
債務者　長澤　　伸
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２１２号**
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｂ―263号室
債務者　倉石　高秀
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２１６号**
長野県中野市大字竹原1892番地の10
債務者　西澤佐知子（旧姓冨澤）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２６４号**
岐阜県羽島郡岐南町みやまち１丁目153番地
債務者　夏目　由利
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第３６９号**
岐阜市南鶉１丁目82番地２　エクセルハイムマスダ205、住民票上の住所岐阜市南鶉７丁目23番地５
債務者　堀江美智子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
岐阜地方裁判所